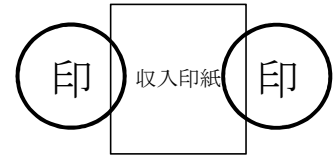


農園利用契約書（例）



（目的）

第1条 この契約書は〇〇〇〇（以下「甲」という。）が開設する市民農園において〇〇〇〇（以下「乙」という。）が行う農作業の実施に関し必要な事項を定める。

（対象農地）

第2条 本契約の対象となる農地（以下「対象農地」という。）の位置及び面積は、別紙のとおりとする。

（農作業の実施等）

- 第3条 乙は、甲が対象農地において行う耕作の事業に必要な農作業を行うことができる。
- 乙は、農作業の実施に関し甲の指示があったときは、これに従わなければならない。
 - 乙は、対象農地において農作物を収穫することができ、収穫物は乙に帰属する。
 - 農園利用において、次に掲げる行為を禁止とする。

- (1)
- (2)
- (3)

<禁止事項の例>

- ・園内に農具、肥料、古畳やゴミ等を放置すること
- ・建物及び工作物（物置等）を設置すること
- ・園内で、枯草やビニールを燃やすこと
- ・植木、果樹等の永年性作物を栽培すること
- ・雑草等の除草作業を怠ること
- ・営利を目的として作物を栽培すること
- ・対象農地を第三者へ転貸すること

など

（料金の支払）

第4条 乙は、料金〇〇〇〇円を毎月〇月〇日までに、甲に支払わなければならない。

（契約期間）

第5条 本契約の期間は、〇年間とする。（注：5年以内とすることが望ましい）

（契約の解除）

- 第6条 次の各号に該当するときは、甲は契約を解除することができる。
- (1) 乙が契約の解除を申し出たとき
 - (2) 乙が契約に違反したとき
 - (3) 乙が〇ヶ月にわたり農作業を行わないとき
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、甲に特別な事情が生じたとき。

(料金の不還付)

第 7 条 契約が解除されたときには、乙が既に納めた料金は還付しない。ただし、次の各号に該当するときは、甲はその全部又は一部を還付することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべきではない理由により農作業ができなくなったとき
- (2) その他甲が相当な理由があると認めたとき

(その他)

第 10 条 本契約に規定されていない事項については、甲及び乙が協議して定める。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲	住所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
	氏名	〇〇 〇〇	⑩
乙	住所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
	氏名	〇〇 〇〇	⑩

(本契約書は、二通作成し、それぞれ各一通を所持すること)

別紙

農園利用の対象となる農地

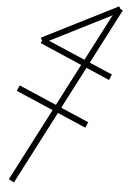
1 位置

所在 ○○○○○○

農園名 ○○○○

区画番号 ○○

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20



(注) 農園利用の対象となる農地の位置は、区画の番号を斜線で表示する。

2 区画番号 ○○の面積 ○○㎡

<作成に当たっての留意事項>

この特定農地貸付規程（例）は最小限のものを記載したものです。実情に応じ必要な事項を補充の上作成してください。